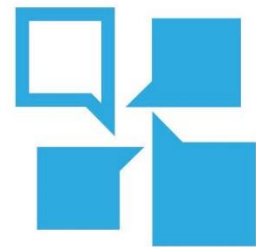


YUZAN VIETNAM

H.A CONSULTANTS

ベトナム人高度人材



H.A CONSULTANTS



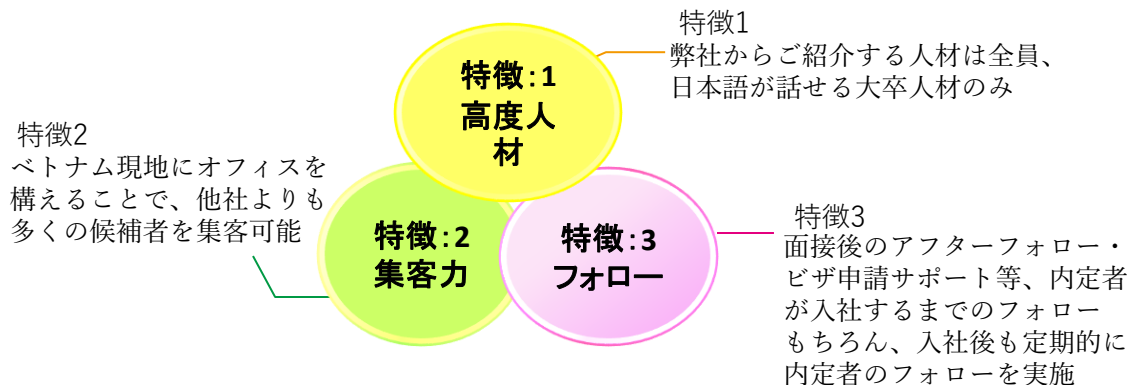
人手不足解消への新たな採用戦略

ごあいさつ

「会社の中でヒトというのは重要な資源となる」これはいつの時代も同じです。しかし近年、日本では労働人口の減少や少子化に伴い、どこの企業も【人手不足】に悩まされているのが現状です。弊社では人手不足に悩んでいる企業様へ、【ベトナム人高度人材】のご紹介を行うことで、【人手不足】という大きな経営課題解決のお手伝いをさせていただきます。

企業理念

お客様の未来に貢献する雇用の創造
今後、日本の未来を創り、支えていくのは日本人だけではない。国籍問わず、優秀な人材を受け入れることにより、貴社の未来の選択肢を増やし、新たな価値の創造をお手伝い致します。



サービスについて

弊社では、【ベトナム人高度人材】のご紹介を行っております。ベトナム現地にて、採用企業様のニーズに合った候補者のみを集客し、面接会を開催しております。



実際の面接会の様子
(2020年1月内定者)



会社概要

所在地：ベトナム ホーチミン本社・京都出張所
設立：2015年12月
資本金：2,000,000,000VND (日本円 約1000万円)
YUZAN VIETNAM：【CEO】近藤 重美

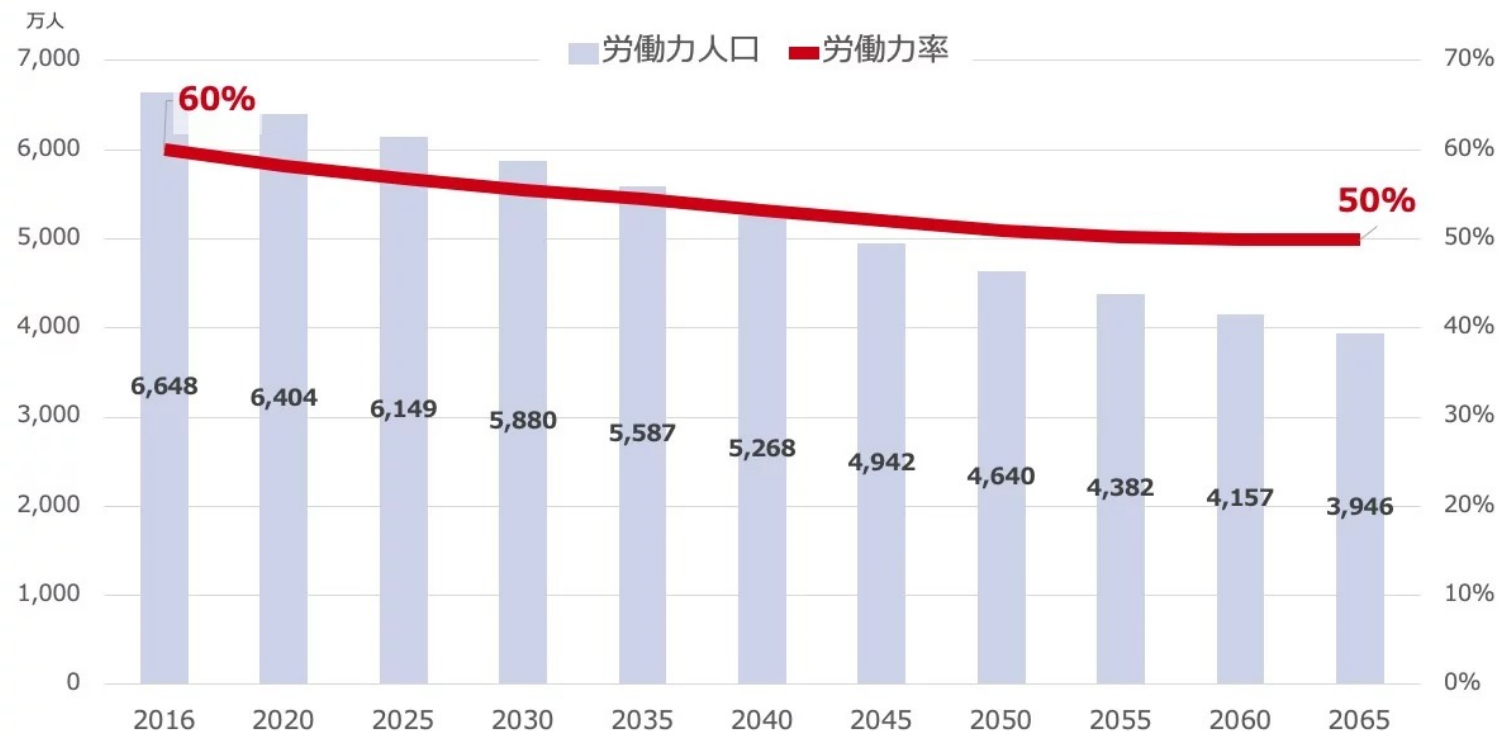
日本学校

弊社のパートナーであるH.A ConsultantsのSHOURAICO日本語学校もございます。面接に合格した候補者は日本に行くまでの間、当校にて日本語能力の向上・講師による日本式の礼儀作法・マナーを徹底的に勉強します。



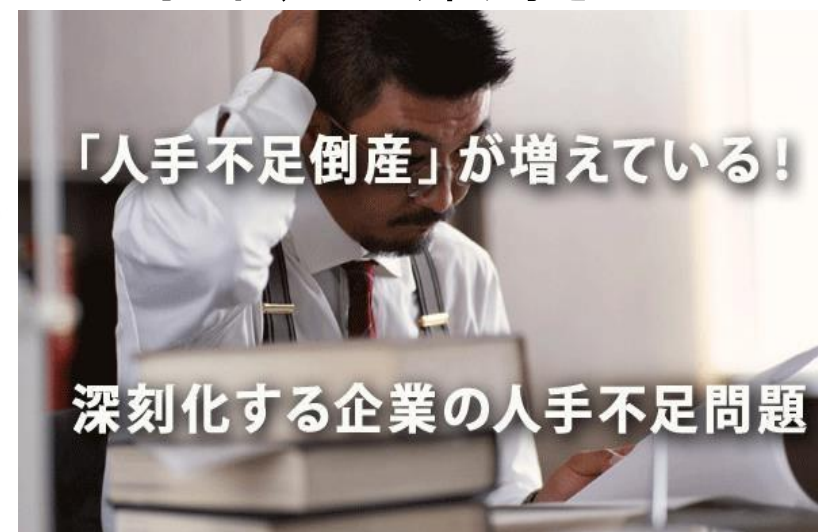
人手不足解消への新たな採用戦略

労働力人口と労働力率（推計）



2025年には約500万人減少します！
労働力人口が減少続けていく状況

人手不足の深刻さ・・・



5年後10年後を見据えた企業との直接雇用

外国人高度人材

- ◆ 「高度人材」とは専門的な技術や知識を持つ外国人労働者の事です。
- ◆ 高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度(高度人材)は、法務省が2012年5月7日から導入した、特に優秀な外国人(外国人高度人材)に対する出入国優遇措置です。
- ◆ これまでにも「外国人技能実習制度」という制度がありましたが、これは「外国人が日本の技能・技術を学ぶ」というところに主眼が置かれていました。
- ◆ 一方、高度人材は「日本の産業にイノベーションをもたらす」、「日本人と切磋琢磨して専門的・技術的な労働市場の発展を促して、効率化を高める」という目的があります。
外国人技能実習生と比べると、より「労働力の補完」「企業の競争力強化」という意味合いが強い制度と言えます。

お客様の未来に貢献する雇用の創造

★国籍問わず、優秀な人材を受け入れる事により、未来の選択枠を増やす



・人手不足解消のみならず

・新たな価値創造

・ダイバーシティ

・アジア進出への架け橋

・イノベーション



弊社サービス

弊社からご紹介する人材

理系人材

ベトナム国内にて4年制大学・短期大学を卒業した候補者のみ。(ハノイ工科、ハノイ国家大等の超優秀大学卒業者も多数) 大学では、機械、電気、建築、IT、等を専攻。

機械設計・電気設計・ITエンジニア等(日本語堪能であれば上流工程も)
日本での平均年収: 320～500万円

文系人材

理系人材同様、学士保有者のみ。(貿易大学、ハノイ国家大等の卒業者多数)
大学では、日本語、経済、マーケティング等を専攻。理系より日本語が堪能な方が多い。

通訳翻訳・実習生管理・ホテルフロント・営業職等
日本での平均年収: 280～400万円

【大卒or短大卒】 【日本語スピーカー】 の人材のみです！

弊社からご紹介する高度人材の特徴

①ベトナムトップ大学出身者が採用できる(理系文系問わず)

②日本語人材が多数いる

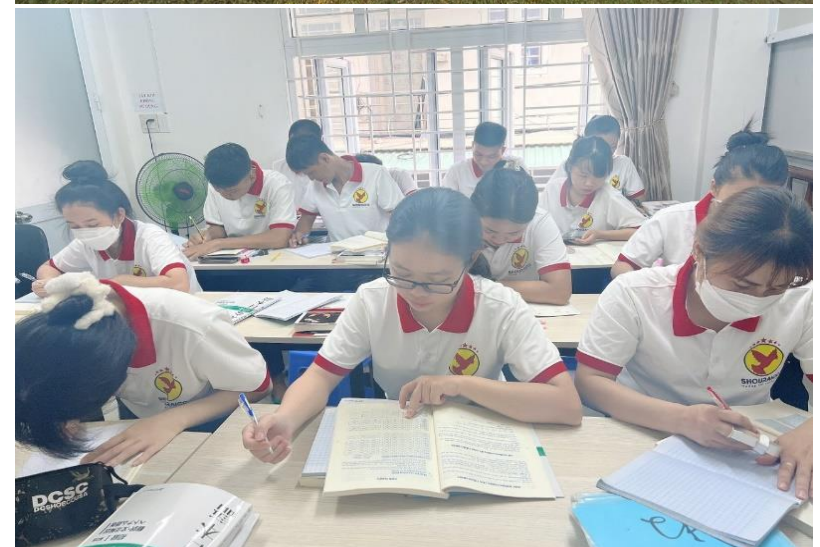
③日本企業で働きたいという強い意志を持っている

④親日国家、真面目であり、日本人との相性が良い

⑤IT先進国のベトナム

⑥グローバル国際感覚豊か

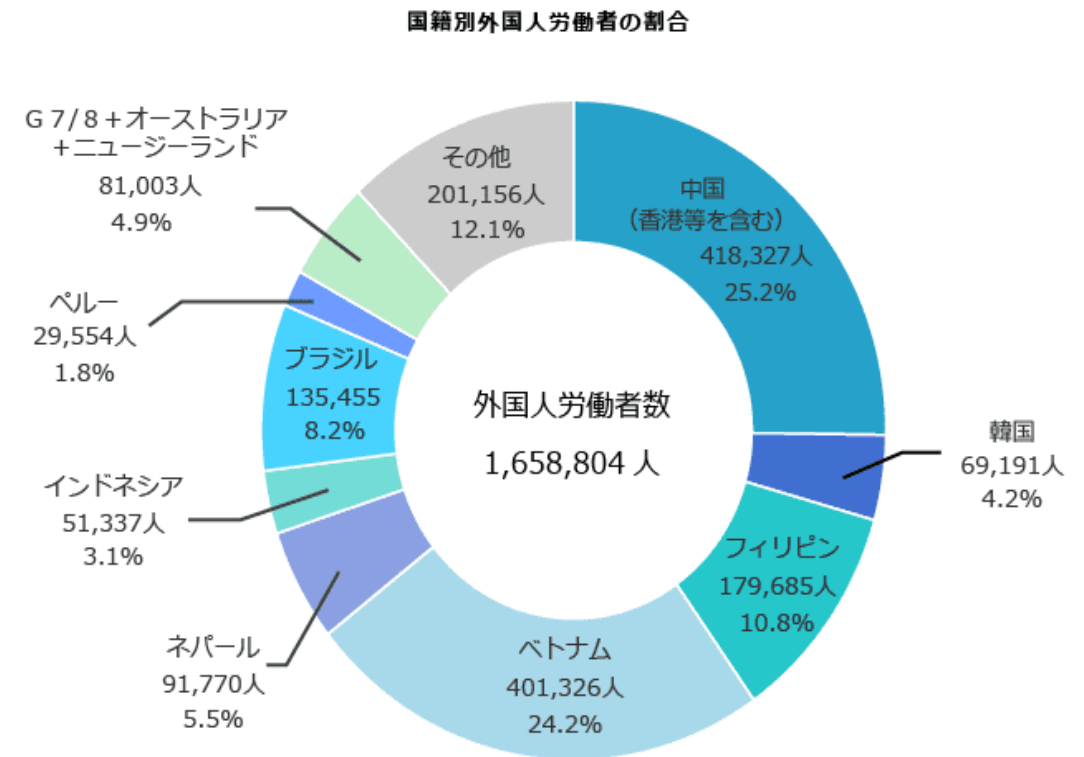
->上記の理由から弊社ではベトナム人採用を推奨しております。



ベトナム人の労働者数が増加！！！！



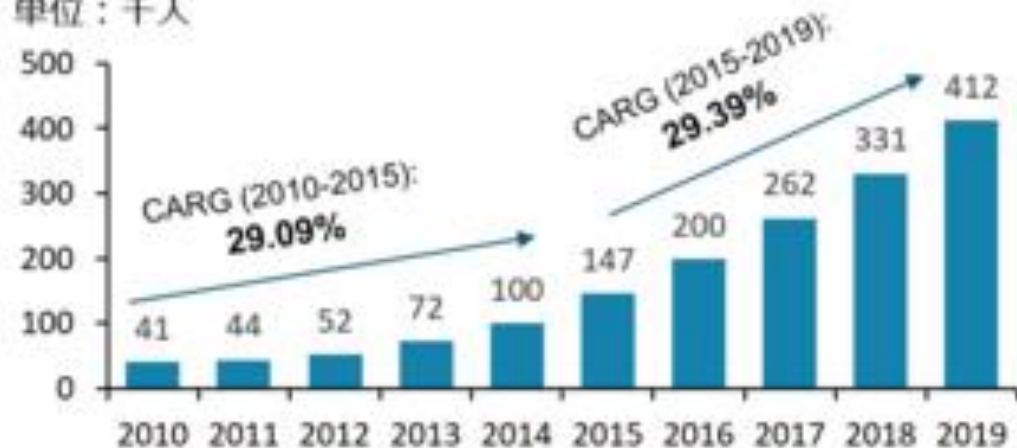
ベトナム人の労働者増加が著しい。
5年前に比べ9倍。年平均56%増加率。



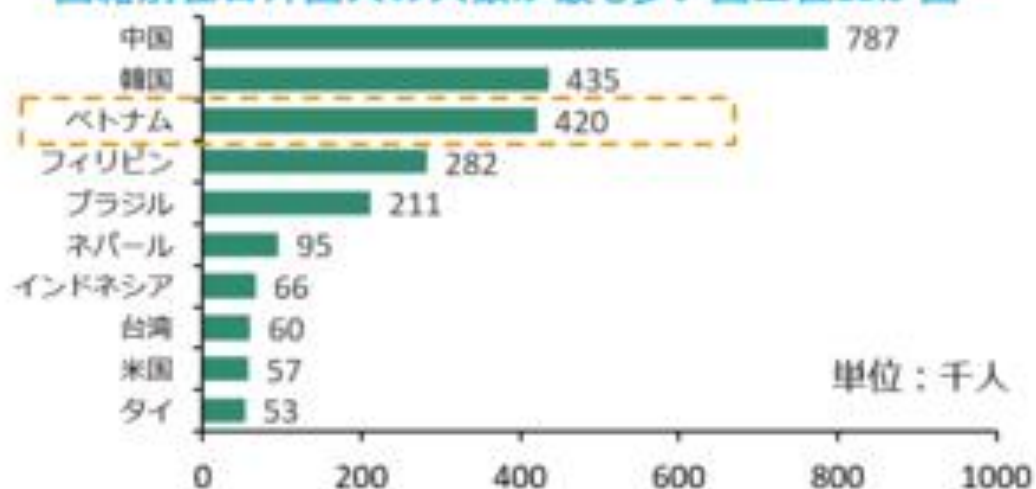
在日ベトナム人は最近10年間に於いて急成長しており、最も多い在日外国人の国籍上位の3位である。特に、ベトナム人労働者は日本で外国人労働者数の最大の割合を占めている

在日ベトナム人の成長動向（2010年～2019年）

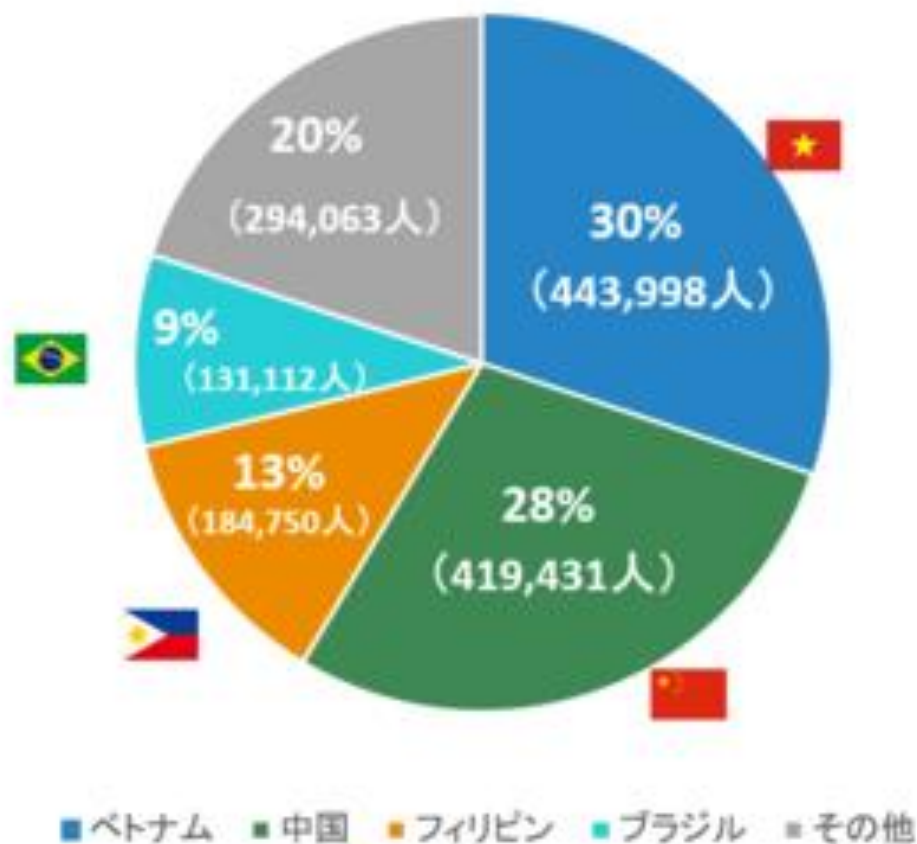
単位：千人



国籍別在日外国人の人数が最も多い国上位10か国



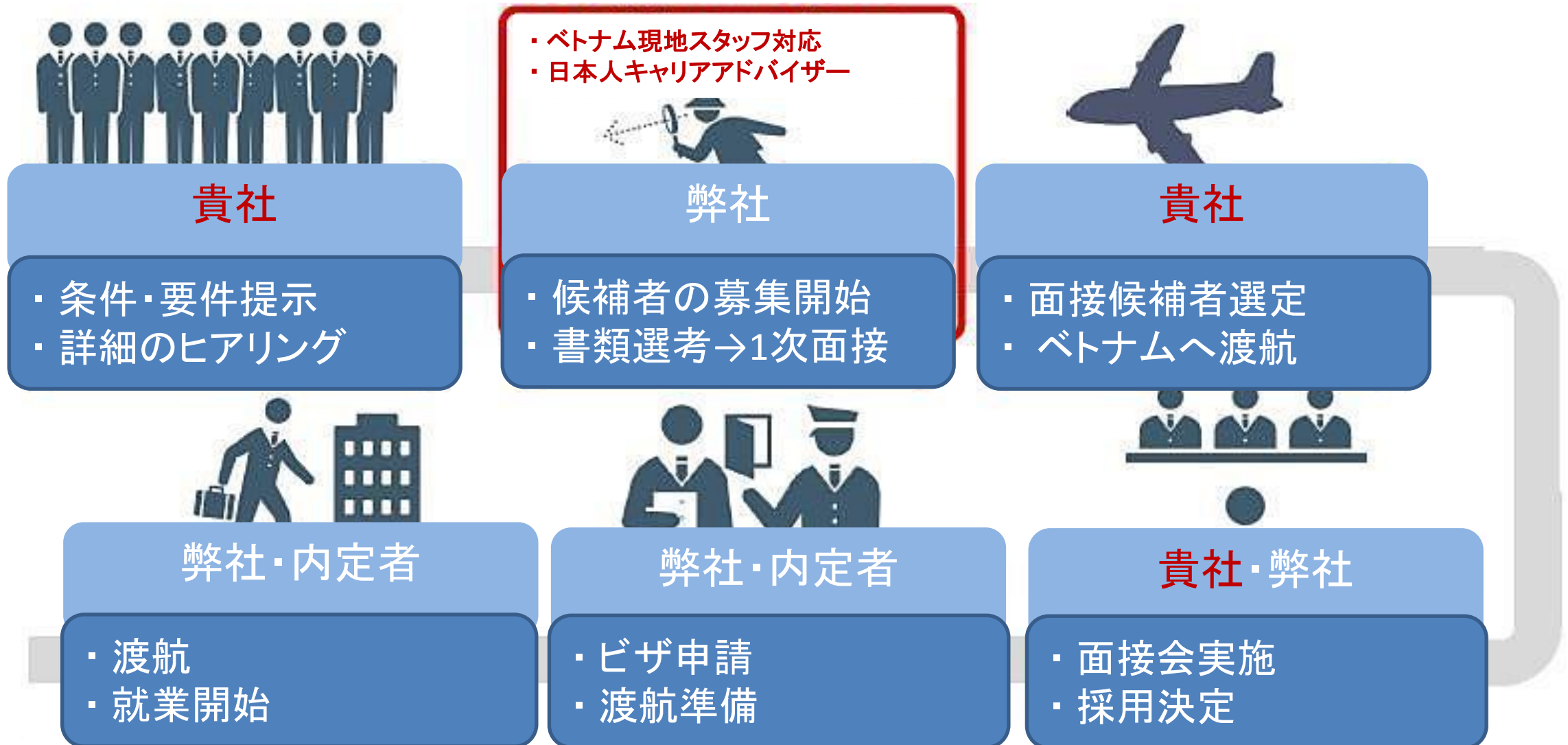
国籍別外国人労働者数(2021年3月時点)



★ベトナム人高度人材が選ばれる理由★

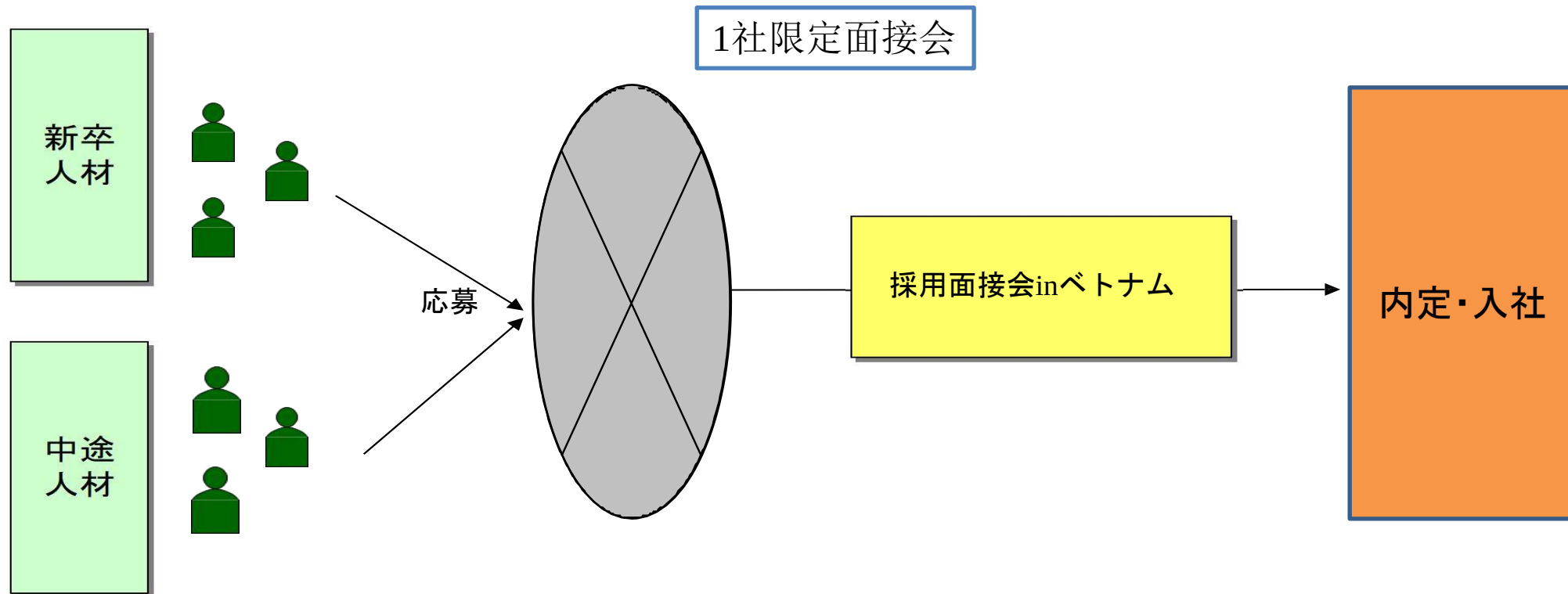
- ◆ ベトナム人は非常に親日的でもあり、日本語を学んでいる学生が多い事でも知られています。
- ◆ 日本語を第一外国語として教育カリキュラムに取り組んでいる学校も多く、日本で働く人材の育成だけでなく、現地の日本企業で働く人材の育成にも力を入れているのです。
- ◆ また国を挙げて技術者養成に力を入れていることもあり、ベトナム人はIT技術だけでなく、機械や建設関連のエンジニアを育てる土壌が整っているのが特徴です。
- ◆ 2020年までにIT技術者100万人の就業を目標とした教育を行っているなど、その活動は顕著です。そんな優秀な人材を確保するために日本からも多くの企業がベトナムに進出し、現地採用を行っているところもあります。

採用イベント・面接会～入社までの流れ

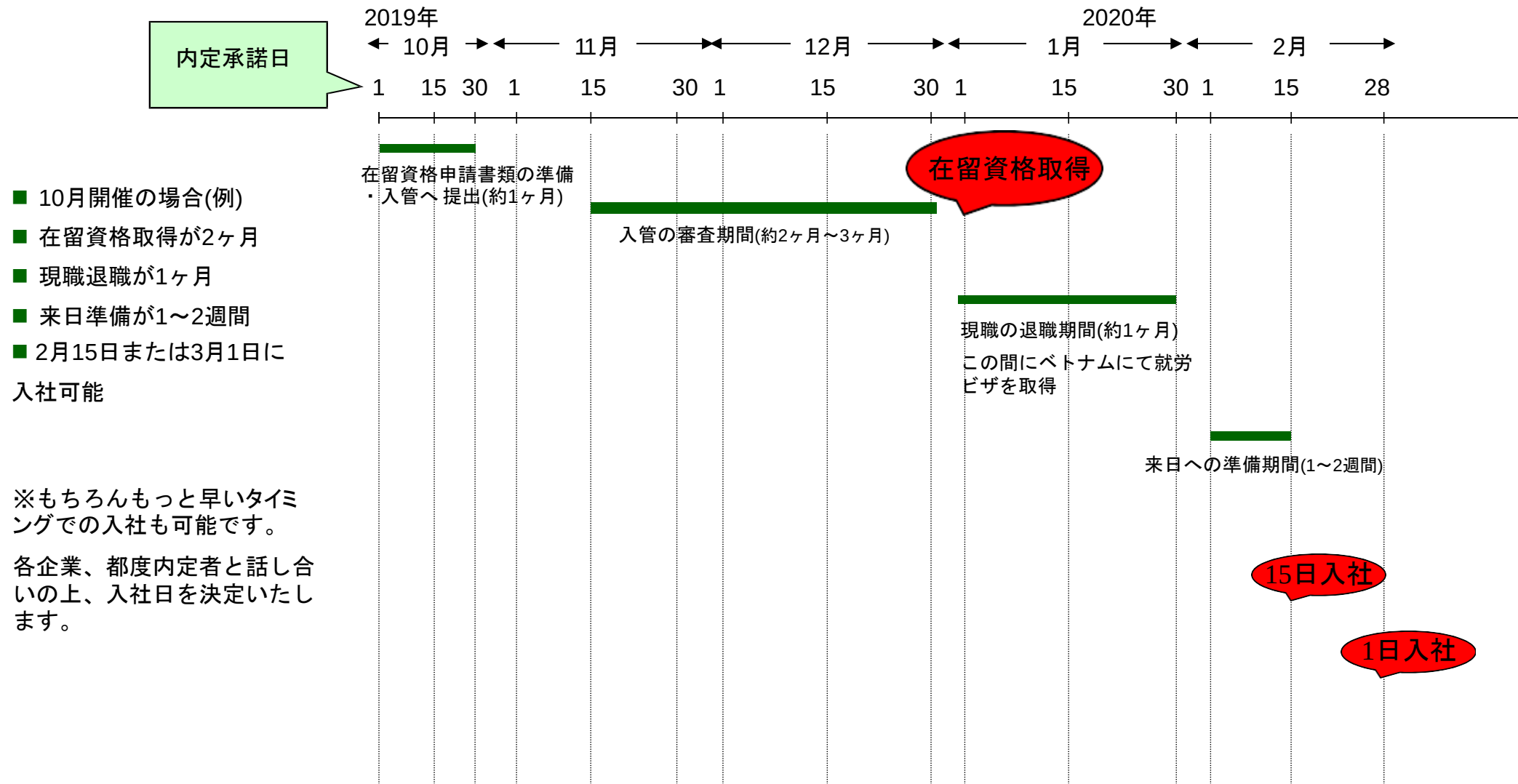


1日1社限定面接会 (ベトナム現地面接会)

- ・ 他社と合同ではなく貴社のみの単独採用面接をベトナムにて実施も可能。
- ・ 3週間ほどお時間をいただき、集客・日本語スキルチェックを各候補者で行い、合格者のみ面接会へ動員 (候補者は6名～10名程度)。
- ・ 1泊3日でのスケジュールも可能。(例)金曜日 来越/ 土曜日 面接会 (会社説明～内定者発表まで) / 土曜日夜～日曜日朝 帰国。
- ・ 各候補者とじっくり時間をかけて面接したい場合はこちらがベター (面接だけではなく、スキルテストや適性検査も実施可能)。



入社までの流れ



採用～入社まで安心サポート

★ビザが下りるまでの期間Shouraiico日本語学校にて日本人スタッフと一緒に
1日も早く即戦力として働けるため

①日本での生活様式

②ビジネスマナー

③企業様からのオーダー宿題対応etc研修を行います。

★優秀な実績のある弊社推薦の行政書士をご紹介します。

★その他お困りの事など、親身になってお手伝いをさせていただきます！

実際にかかる費用

人材紹介手数料	採用1名/8500USD(税別) 採用2名/7500USD(税別) 採用3名/6500USD(税別) ※面接日のレートを適用	支払規定について次のページにて記載しております。 採用者1名当りの費用です。
内定者退職時の返金規定	入社前: 全額返金(紹介手数料のみ) 入社後1ヶ月: 50% 返金 入社後3ヶ月: 20% 返金	返金規定の詳細は16・17ページに記載しております。
採用企業様のベトナムへの渡航費	1名/7～10万円 程度	企業様負担
在留資格取得手続き	1名/10万円～ ※弊社パートナー行政書士 ※申請内容により金額が多少異なる	企業様負担
内定者入社時の日本への渡航費	5～10万円 程度	企業様負担
ベトナムでの移動費・宿泊費・食費	移動費: 5千円程度 滞在中の昼食・夕食: 2千円程度 ホテル宿泊費: 1泊/1万円程度	企業様負担

上記の他にも別途費用がかかる場合がございます。
実例を次のページにて記載しております。

支払い規定について

◆人材紹介料の支払い期日について

候補者が内定承諾をした翌日から起算して**15営業日**以内に弊社指定口座まで、請求書に記載した金額のお振込みをお願い致します。(人材紹介料の**50%**)

お振込みが確認でき次第、候補者の在留資格申請の手続きを開始致します。

◆残り 50%の人材紹介料の支払い期日について

候補者の在留資格証明書が発行された翌日から起算して**10営業日**以内に弊社指定口座まで、請求書に記載した金額のお振込みをお願い致します。

お振込みが確認でき次第、現職の退職手続き・入社日の決定・日本への来日準備を開始致します。

返金規定について(入社前)

◆人材紹介料の返金規定について(入社前)

①内定者都合による入社辞退の場合

お支払いいただきました、人材紹介料を**100%**ご返金致します。

※飛行機代・宿泊代・移動費・食費等の返金は御座いません。

②採用企業様都合による入社拒否の場合

お支払いいただきました、人材紹介料のご返金は致しません。

※飛行機代・宿泊代・移動費・食費等の返金も御座いません。

返金規定について(入社後)

◆人材紹介料の返金規定について(入社後)

入社日から1か月以内に退職した場合：人材紹介料の**50%**の返金

入社日から3か月以内に退職した場合：人材紹介料の**20%**の返金

但し、求人票や面接時の内容と異なる労働条件の変更を内定者に求めたために内定者が退職に至った場合、若しくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより内定者が退職に至った場合は、人材紹介料の返還は行いません。

採用から入社までにかかった費用の例(実例)

例】◆ 3名採用の場合 ※赤字(1～3)は絶対にかかる費用

1. 人材紹介料: 6500ドル×3名 = **19,500ドル**

2. 在留資格申請費用(行政書士費用): 10万円(1名)×3名 = **30万円** + 実費(行政書士が企業に出向いて書類作成した場合)
※実費は、①行政書士の移動費 ②宿泊費(遠方の場合) ③書類郵送費

3. 内定者渡航費(ベトナムから日本): 8万円(1名)×3名 = **24万円**

4. 社宅の準備・契約費(3LDKの物件をシェアハウス社宅として契約) ※ 社宅がない企業の場合
家賃10万円×3か月分 = 30万円(50%は採用企業負担(15万円)、50%は内定者負担(15万円))
敷金・礼金(家賃3か月分) = 30万円

その他生活必需品(冷蔵庫・洗濯機・炊飯器・自転車等) = 30万円

※初期費用は会社負担。入社後は家賃の50%を会社が負担

5. 内定者懇親会(入社前ベトナムにて内定者の家族も一緒に) ※ 任意で実施
渡航費・宿泊費・移動費15万円、食事代10万円

合計**400万円**前後

すべては企業様と共に・・・
お気軽にご相談ください

